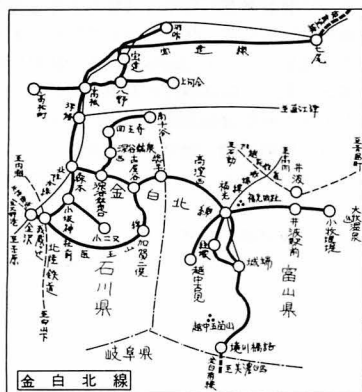


鳥まで、162 kmの全行程を9時間余で毎日直通便を運転しているが、冬期は雪のため、城端以遠は運転を休止する。なお金沢から美濃白鳥まで1日2往復バスの車体に郵便ポストを取付けて郵便物の速達を図り、利用者から好評を得て



いる。さらに加越能鉄道と金沢・椿原間および福光・小牧堰堤間に取替普通および回数乗車券所持の旅客については相互乗車の取扱をしている。

沿線には深谷鉱泉・高窪鉱泉、大牧温泉があり、ことに小牧堰堤の対岸にある大牧温泉は金沢から直通便で2時間半、福光から1時間乗車しさらに小牧堰堤から庄川を渡船で40分の行程である。庄川流域は電源地帯として、越中五箇山は金北南線の白川郷とともに大家族村として有名である。——移動ポスト。(西山清氏)

きんむおおよびきゅうかきてい 勤務および休暇規程 国鉄職員の勤務方法、休日・休暇等に関する規程。正式には日本国有鉄道職員勤務および休暇規程という。職員の勤務に関する諸条件は、職員にとって給与とともにもっとも主要な労働条件である。労働基準法の大部分が勤務条件に関する規定で占められていることも、この理由からである。したがって職員の労働条件の基本をなす就業規則の主要部分は勤務に関するもので占めらるべきである。

日本国有鉄道就業規則第1条において、[日本国有鉄道の職員はその就業に関しては、すべて法令および令達によるのほか、この規則の定めるところによる]となっていて、勤務および休暇規程は「別に定める令達」の1つであるから、形式的にはこの規程が就業規則に優先し、結果的には国鉄職員の勤務についての就業規則としての効力をもっている。また就業規則中にも第3章、勤務として、勤務に関する規定は設けられている。

この規程は、総則と各則とに大別され、総則には勤務一般、年次有給休暇、就業制限。各則には非現業職員と現業職員の勤務を定め、後者をさらに工場等勤務職員、駅区等勤務職員、乗務員および船舶関係職員に区分して、それぞれの勤務の特性に応じて定められている。(白井一美)

きんむけいかく 勤務計画 本社・支社・鉄道管理局または工場等のように、そこに勤務する者がほとんど日勤者であって、しかもその日によって作業の分担が変ることがないという場合には、その日その日の作業と人との関係について格別に勤務の計画をたてる必要はないが、駅員や乗務員等のように昼夜を分たず列車の運転に関係をもち、人や物の輸送に直接関係をもつ部門では、いろいろと作業と人との関係について考慮をはらい、人の配置と働かせ方をより計画的に運ばねばならない。そこには駅は駅なりに機関区は機関区なりに勤務の計画が立てられる。このような計画を勤務計画という。勤務計画の上で多く用いられるのはつぎの用語である。

1 **勤務割** 日々について出番、休日、休暇等を予定し、

出番についてはさらに作業分担や勤務種別まで定められる場合もあり、通常は大きい表を用いて10名20名とまとめて書きこめるようになっているが、様式は統一されたものではなく、その箇所の実情に応じた内容のものが用いられ、1表に1箇月分が書きこめるようになっているものが多い。

2 **乗務割** 乗務員についてのいわゆる勤務割であり、その者が欠勤をしたり休暇をとったりしなければ、どういう順序で乗務をし、何日に休日をうけるかが、1目でわかるように乗務すべき行路番号と、休日や非番日または予備勤務の日等が割りふられている。

3 1 **勤務** あらかじめ割りふられてある勤務の始業から終業までの意である。乗務員が相当長い乗務をする場合は、行先地で勤務を打ち切り、往と復とをそれぞれ1勤務とすることもあ

4 1 **行路** 乗務員についてのいわゆる1勤務のことであり、機関区ではこれを1仕業または1交番とも呼んでいる。

5 **行路表** 1行路ごとに番号を付し、これを通常番号順に配列した表である。機関区ではこれを交番表または仕業表の名で呼んでいる。

6 **乗務員運行表** 機関区で用いられている用語で、乗務員が乗務する交番の順序を決めたものである。(白井一美)

きんむじかん 勤務時間 国鉄の勤務および休暇規程では、勤務時間の定義は必ずしも明確にされていないが、同規程において特別に実働時間をさしている場合には、[休憩時間を除いて○時間]とか、[実働○時間]とかいう表現をしているので、単に勤務時間という場合には、拘束勤務時間を指すものとも解される。(労働基準法では、労働時間という場合、それは実働時間を指すことがはっきりしている)。

用語としての勤務時間という概念は、必ずしも明確にされていないが、通常これはつぎの2つの意義に用いられている。

1 **拘束勤務時間** いわゆる勤務につくために拘束されている時間を指すもので、始業から終業までの休憩時間等を含めた1勤務の長さをいう。

2 **実働時間** 始業から終業までのいわゆる拘束時間から、休憩時間や睡眠時間等を除いたものを指す。

単に勤務時間というのに対し、その頭に平均とか標準とかいう言葉を冠して用いる場合がある。

1 **平均勤務時間** 1週平均勤務時間と1日平均勤務時間とがあり、前者は4週間の勤務時間の総数の $\frac{1}{4}$ を指し、後者は1週平均勤務時間の $\frac{1}{6}$ を指すものである。

2 **標準勤務時間** 乗務員についてのみ用いられる用語である。乗務員についても1日平均勤務時間があるにもかかわらず、あえて標準という言葉を使っていることは、日々の勤務を予定する際に、4週を平均して各自の勤務時間が1日平均勤務時間と一致するように、それを目標として作成するのであるが、しかし目標から多少のずれが生じて、これを正規の勤務時間とし、超過勤務にも勤務不足にもしないというたてまえから出てきた用語である。しかし、労働基準法により、4週を平均して1日8時間を超える勤務時間は許されなくなっている。

乗務員(次項にいう機関士・電車運転士等を除く)の勤務時間は、規程の上でつぎのように分けられている。

1 **乗務時間** 乗車して勤務している時間であって、運転時刻表を基礎にし、出発地の発車時刻から、到着地の到着時刻までの時間を乗務時間として計算する。後述する実乗務時間との違いは、[乗務時間]の中には便乗時間が含まれている点である。

2 **便乗時間** 乗車中の時間ではあるが本乗務ではなく、行